電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電波の利用の程度が第四地域と同等である区域） **第五十一条の九の八**　法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域（当該区域に第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域）とする。 ［一　略］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ 二　山梨県富士吉田市の区域 ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ 三　広島県竹原市の区域 四　山口県下関市、柳井市及び熊毛郡田布施町の区域 ［削る］ ［削る］ 五　愛媛県今治市及び新居浜市の区域 ［削る］ ［削る］ ［削る］ 2　前項各号に掲げる区域は、平成二十九年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。 （広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等） **第五十一条の九の十一**　広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。 ［一～三　略］	（電波の利用の程度が第四地域と同等である区域） **第五十一条の九の八**　法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域（当該区域に第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域）とする。 ［一　同上］ 二　青森県青森市及び十和田市の区域 三　山形県山形市の区域 四　福島県福島市の区域 五　山梨県富士吉田市及び南都留郡西桂町の区域 六　静岡県富士宮市、御殿場市及び駿東郡小山町の区域 七　滋賀県大津市の区域 八　京都府京都市右京区及び亀岡市の区域 九　和歌山県和歌山市及び東牟婁郡那智勝浦町の区域 十　広島県竹原市の区域 十一　山口県下関市、柳井市及び熊毛郡田布施町の区域 十二　徳島県阿南市の区域 十三　香川県丸亀市、坂出市、三豊市、香川郡直島町の区域 十四　愛媛県松山市、今治市、新居浜市及び西条市の区域 十五　高知県宿毛市の区域 十六　熊本県阿蘇市の区域 十七　宮崎県日南市の区域 2　前項各号に掲げる区域は、平成二十三年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。 （広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等） **第五十一条の九の十一**　広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。 ［一～三　同上］